

【正誤表】

『平成 29 年版 図解 国際税務』の本文中に下記の誤りがありました。  
訂正してお詫び申し上げます。

一般財団法人 大蔵財務協会

(2017 年 12 月 11 日付)

頁	正誤箇所	正	誤
14 頁	1～3 行目	削除	これらから、居住者を無制限納税義務者、非居住者を制限納税義務者といいます。なお、相続税法上の無制限納税義務者、制限納税義務者については、第 10 章「国際相続税」をご参照ください。
24 頁	表中右上欄 通達番号	(法基通 20-1-6)	(法基通 20-1-5)
	表中口欄 通達番号	(法基通 20-1-7)	(法基通 20-1-6)
88 頁	(2) の 3 行目	～ただし、法人税法 141 条 2 号に定める国内源泉所得を～	～ただし、法人税法 141 条 2 号に定める国外源泉所得を～
266 頁	(6) ②イ a	(法令 141 の 4③一イ)	(法令 141 の 3③一イ)
	(6) ②イ b	(法令 141 の 4⑥一)	(法令 141 の 3⑥一)
267 頁	(6) ②ロ	(法令 141 の 4③一口)	(法令 141 の 3③一口)
	(6) ③	(法令 141 の 4③二)	(法令 141 の 3③二)
	(6) ③イ a	(法令 141 の 4③二イ)	(法令 141 の ③二イ)
	(6) ③イ b	(法令 141 の 4⑥二)	(法令 141 の 3⑥二)
	(6) ③ロの 1 行目	(法令 141 の 4③二ロ)	(法令 141 の 3③二ロ)
276 頁	頁全体	「別紙 1」のとおり	頁全体
313～ 314 頁	頁全体	「別紙 2」のとおり	頁全体
479～ 480 頁	頁全体	「別紙 3」のとおり	頁全体
508 頁	(2) の表中、「相続人、受贈者」の「国内に住所なし」の左下欄	日本国籍あり	日本国籍なし

⑤	租税特別措置法42条の5第5項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
⑥	租税特別措置法42条の6第5項（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
⑦	租税特別措置法42条の9第4項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定
⑧	租税特別措置法42条の12の3第5項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
⑨	租税特別措置法42条の12の4第5項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
⑩	租税特別措置法62条1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定
⑪	租税特別措置法62条の3第1項及び第9項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定
⑫	租税特別措置法63条1項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定
⑬	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）附則55条（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法19条の規定による改正前の租税特別措置法42条の5第5項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
⑭	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第22条第1項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の租税特別措置法42条の10第5項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
⑮	所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第九号。以下この項において「平成27年改正法」という。）附則第73条第1項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成27年改正法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の4第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（平成27年改正法附則第116条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第63条（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の4の2第7項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定

## 2 調整国外所得金額

1 でいう「調整国外所得金額」とは、内国法人の各事業年度において生じた国外所得金額から非課税国外所得の金額を控除した金額をいいます（法令142③）。

## 第13 外国税額控除の申告手続

### 1 確定申告書の記載

外国税額控除の適用を受ける場合には、確定申告書に明細を記載し、一定の書類を保存する必要があります。

① 確定申告書に控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ

② 控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他財務省令で定める書類を保存している場合に限り、

外国税額控除が適用されます

この場合、控除されるべき金額は、確定申告書に記載された金額を限度とすることとされます（法法69<sup>⑮</sup>）。

平成29年度税制改正により、外国税額控除の申告要件について、納税者の立証すべき事項を明確化し要件を満たす場合には控除額を変更できることを明らかにするための改正が行われました。これにより、更正の請求によらない更正による法人税額等の増加に伴い反動的に控除限度額が増加した場合には、その更正で控除額を増加させることができることとされました。

具体的には、外国税額控除制度は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類並びに控除対象外国法人税の額の計算に関する明細等を記載した書類（「明細書」）の添付がある場合等に限り、適用することとされ、また、控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、その明細書に当該金額として記載された金額を限度とすることとされました（法法69<sup>⑮</sup>、所法95<sup>⑩</sup>）。

### 2 控除余裕額の使用又は控除限度超過額の控除

次に、控除余裕額の使用又は控除限度超過額を当期に繰り越して控除する場合については、次のように規定されています（法法69<sup>⑯</sup>）。

前期以前の控除余裕額を当期の控除限度額に加えて使用し、又は前期以前の控除限度超過額を当期に繰り越して控除する場合の要件（右の要件すべてを満たす必要があります）

繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度について当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額を記載した書類の添付があること

これらの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除を受けるべき金額を記載した書類及び繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額の計算の基礎となるべき事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付があること

これらの規定による控除を受けるべき金額に係る控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類を保存していること

この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該各事業年度又は各連結事業年度の申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とすることとされます（法法69<sup>⑯</sup>）。

## 3 やむを得ない事情がある場合のゆうじょ規定

税務署長は、上の1及び2による控除をされるべきこととなる金額の全部又は一部につき法第69⑤、⑥に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなかつた金額につき上の1及び2についての規定を適用することができることとされています（法第69⑦）。

## 4 外国税額控除の保存書類

## (1) 確定申告書に添付すべき書類

法人税法第69条15項に規定する「控除対象外国法人税の額の計算に関する明細その他の財務省令で定める事項を記載した書類」は、次に掲げる書類とされます（法規29の3①）。ただし、外国法人税が減額された場合、適格合併があった場合、外国子会社合算税制の適用を受ける場合、などの場合には、別の書類が必要になりますのでご留意下さい。

イ	外国税額控除を受けようとする外国の法令により課される外国法人税に該当することについての説明
ロ	控除対象外国法人税の額の計算に関する明細を記載した書類

## (2) 保存すべき書類

法人税法第69条15項に規定する「控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類」は、次に掲げる書類とされます（法規29の3②）。

イ	外国法人税を課されたことを証するその税に係る申告書の写し又はこれに代わるべきその税に係る書類
ロ	その税が既に納付されている場合にはその納付を証する書類
ハ	その税が控除対象外国法人税の額に該当する旨及び控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類
ニ	控除対象外国法人税の額の計算に関する明細を記載した書類
ホ	地方税法施行令第9条の7第7項ただし書（道府県民税の控除限度額）又は第48条の13第8項ただし書（市町村民税の控除限度額）（同令第57条の2（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定による限度額の計算の基礎を証する地方税に係る申告書の写し又はこれに代わるべき書類

## (3) 繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額がある場合の添付書類と保存書類

繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額がある場合、これらに係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書（「申告書等」）にその各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額を記載した書類の添付があり、かつ、これらの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除を受けるべき金額を記載した書類及び繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額の計算の基礎となるべき事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付があり、かつ、これらの規定による控除を受けるべき金額に係る控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用することとされます。

## 第 6 外国法人に対する適用

### 1 はじめに

過少資本税制は、内国法人だけでなく、国内において事業を行う外国法人が支払う負債の利子等（国内事業に係るものに限ります。）についても適用があることとされてきました（旧措法66の5⑩）。

しかし、平成26年度税制改正において、外国法人については過少資本税制を適用しないこととされました。

### 2 平成26年度税制改正の概要

平成26年度税制改正において、国際課税制度全般においていわゆる帰属主義の考え方が広く採用されることになりました。その一つとして、恒久的施設（PE）に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度が設けられました。これは、恒久的施設（PE）に帰せられるべき資本の額に比して恒久的施設が計上した資本の額が過少である場合に恒久的施設（PE）に係る支払利子の控除を制限するものです。そして、これは資本の額に比して負債の額が過大である場合に支払利子の控除を制限する過少資本税制と目的と手段が類似しています。

そこで、国内において事業を行う外国法人が支払う負債の利子等について、内国法人に対して適用される過少資本税制を外国法人にも準用する旨の規定を削除し、外国法人については、過少資本税制を適用しないこととされました。

### 3 適用関係

平成26年度税制改正については、外国法人に対しては平成28年4月1日開始事業年度以降について適用されることになります。そこで、外国法人が平成28年4月1日前に開始した事業年度において支払った負債の利子等については、従前どおりとされています（平成26年度税制改正法附則93）。